

## 10.12. 廃棄物等

本事業の工事中においては、造成等の工事に伴い建設廃棄物の発生が考えられ、存在・供用時においては、進出予定企業の施設の稼働に伴い廃棄物の発生が考えられるため、廃棄物の発生及び処理が計画地周辺に及ぼす影響について予測及び評価を行った。

なお、造成工事（切土）に伴う掘削土は、基本的に盛土材として利用し、残土は発生させない方針である。

### 10.12.1. 予 測

#### 1) 造成等の工事に伴う廃棄物の影響

##### (1) 予測内容

廃棄物の種類及び種類ごとの排出量、廃棄物の発生抑制の状況について予測した。

##### (2) 予測方法

造成等の工事に伴う廃棄物の影響の予測手順は図 10.12.1-1 に示すとおりである。

既存構造物の撤去に伴う廃棄物の発生量、再資源化量、再資源化率は、工事計画に基づくものとした。

建築工事に伴う廃棄物の種類及び処理方法は表 10.12.1-1 に示すとおりであり、進出予定企業の延床面積（表 10.12.1-2 参照）に発生原単位（表 10.12.1-3 参照）を乗じて算出した廃棄物発生量を用いて、排出先別種類別排出割合（表 10.12.1-4 参照）に応じて、廃棄物排出量等を算出した。

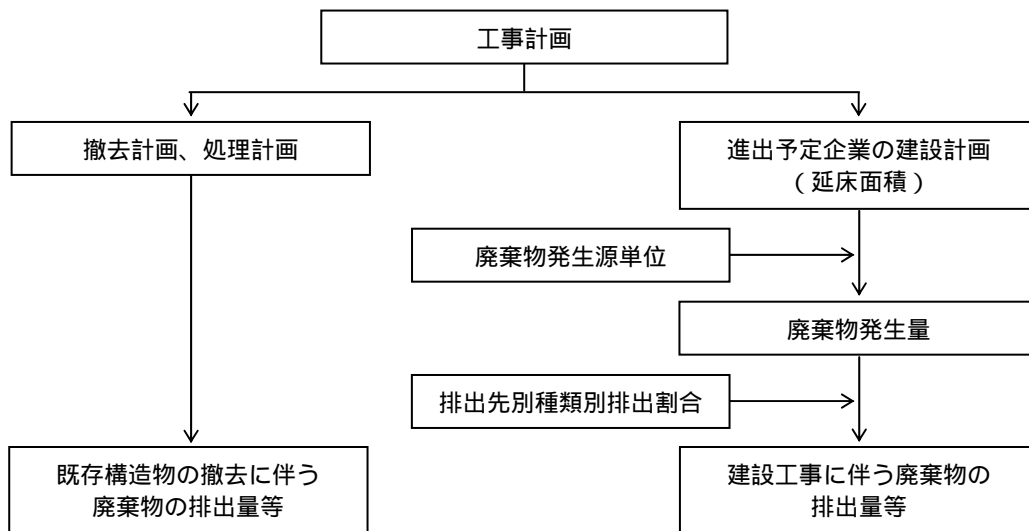


図10.12.1-1 造成等の工事に伴う廃棄物の影響の予測手順

表10.12.1-1 建築工事に伴う廃棄物の種類及び処理方法と原単位の区分

廃棄物の種類		処理方法		原単位の区分	
発生量	分別廃棄物 ・コンクリート塊 ・アスファルト、コンクリート塊 ・廃プラスチック類 ・木くず ・がらくず、コンクリートくず、陶磁器くず（石膏ボード） ・金属くず ・紙くず（ダンボール）	現場内外利用	裏込材・埋戻材等で利用	発生原単位	
		専ら物の売却	専ら物、有価物等を回収・再生業者へ引き渡す 紙くず、ダンボール、金属くず他		
		再資源化施設への排出	-		
		中間処理施設への排出	分別・単品で処理を委託		
		最終処分場への排出	分別・単品で埋立処分		
	混合廃棄物	中間処理施設への排出	混合廃棄物として処理を委託	混合廃棄物原単位	
		最終処分場への排出	混合廃棄物のまま埋立処分		

注) 専ら物とは、再生利用の目的となる不要物を示す。

混合廃棄物とは、建設発生木材、廃プラスチック類、金属くず、紙くず等が混在している廃棄物を示す。

再資源化施設とは、建設副産物を資材として再生する施設を示す（混合廃棄物の処理は行わない）。

中間処理施設とは、分別・減容・無害化・安定化等の処理をする施設を示す。

資料：「建築系混合廃棄物の原単位調査報告書」（平成23年2月、(社)建築業協会 環境委員会副産物部会）

表10.12.1-2 進出予定企業の建築計画（延床面積）

区画	用途	延床面積 (m <sup>2</sup> )
1	工場	91,228
2	工場	81,056
3	工場	68,222
4	工場	50,670
5	工場	454,400

表10.12.1-3 用途・規模別の原単位

用途	規模（延床面積）	発生原単位	混合廃棄物原単位
			工場 （画地1～5号）

注) 発生原単位、混合廃棄物原単位の区分は表10.12.1-1参照。

資料：「建築系混合廃棄物の原単位調査報告書」（平成23年2月、(社)建築業協会 環境委員会副産物部会）

表10.12.1-4 分別廃棄物の種類別・処理方法別の排出割合

廃棄物の種類		現地内外 利用	専ら 売却	再資源化 施設	中間処理 施設	最終 処分場	合計
分別 廃棄物	コンクリート塊	0.0%	0.0%	19.7%	23.7%	0.0%	43.4%
	アスファルト、コンクリート塊	0.0%	0.0%	5.4%	3.0%	0.0%	8.4%
	廃プラスチック類	0.0%	0.0%	1.6%	5.7%	0.0%	7.3%
	木くず	0.0%	0.0%	8.7%	6.2%	0.0%	14.9%
	ガラスくず、コンクリートくず、 陶磁器くず（石膏ボード）	0.0%	0.0%	8.7%	3.1%	0.0%	11.8%
	金属くず	0.0%	7.4%	0.0%	1.0%	0.0%	8.5%
	紙くず（ダンボール）	0.0%	2.5%	0.2%	3.1%	0.0%	5.7%
	計	0.0%	9.8%	44.3%	45.9%	0.0%	100.0%
混合廃棄物		0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%

注1) 排出割合は、下記資料の「表-10 品目別排出施設・排出量」の平成21年の結果より設定した。

注2) 中間処理施設における再資源化率及び最終処分率は不明である。

資料：「建築系混合廃棄物の原単位調査報告書」（平成23年2月、(社)建築業協会 環境委員会副産物部会）

### (3) 予測地域

計画地内とした。

### (4) 予測対象時期等

工事期間中とした。

### (5) 予測結果

既存構造物の撤去に伴う廃棄物は、表 10.12.1-5 に示すとおり、再資源化率 100%と予測する。

建築工事に伴う廃棄物は、表 10.12.1-6 に示すとおり、発生量が約 6,710t、再資源化率は約 42%と予測する。また、再資源化率が約 42%程度となっているのは、中間処理施設における再資源化の割合が不明のため、予測結果には中間処理施設を経由する再資源化量が反映されていないためである。これらの建設廃棄物は、「建設リサイクル法」等に基づき、適正な処理を行うように進出予定企業に指導する。

表10.12.1-5 既存構造物の撤去に伴う廃棄物排出量等の予測結果

廃棄物の種類	発生量	処理方法
既設水路 (コンクリート)	1,400 m	再資源化
既設舗装	18,700 m <sup>2</sup>	
既設導水管 パイプライン	7,500 m	

表10.12.1-6 建築工事に伴う廃棄物の発生量等の予測結果

廃棄物の種類	発生量 (t)	再資源化量 (t)				中間処理量 (t)	中間処理量 (t)	再資源化率 (%)	
		現場内外 利用	専ら物 売却	再資源化 施設	計				
					= + +			= / × 100	
分別 廃棄物	コンクリート塊	2,265	0	0	1,028	1,028	1,237	0	45.4
	アスファルト、コンクリート塊	438	0	0	282	282	157	0	64.4
	廃プラスチック類	381	0	0	84	84	297	0	22.0
	木くず	778	0	0	454	454	324	0	58.4
	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず(石膏ボード)	616	0	0	454	454	162	0	73.7
	金属くず	444	0	386	0	386	52	0	86.9
	紙くず(ダンボール)	297	0	130	10	140	162	0	47.1
	計	5,219	0	511	2,312	2,823	2,396	0	54.1
混合廃棄物	1,491	0	0	0	0	1,491	0	0.0	
計	6,710	0	511	2,312	2,823	3,887	0	42.1	

注) 中間処理施設における再資源化の割合が不明のため、予測結果には中間処理施設を経由する再資源化量は反映されていない。

## 2) 施設の稼働に伴う廃棄物の影響

### (1) 予測内容

廃棄物の種類及び種類ごとの排出量の状況について予測した。

### (2) 予測方法

施設の稼働に伴う廃棄物の影響の予測手順は図 10.12.1-2 に示すとおりである。

廃棄物の排出量については、「平成 22 年度事業産業廃棄物排出・処理状況調査報告書 平成 20 年度実績」(平成 23 年 3 月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)に示されている業種別原単位(表 10.12.1-7 参照)に、製造業(工場)は製造品出荷額を乗じて算出した。

製造品出荷額は、「平成 20 年工業統計調査(用地・用水編)」(平成 22 年 5 月、経済産業省)に基づき設定(表 10.12.1-9 参照)、進出予定企業の業種は進出する可能性のある製造業(24 業種)から敷地面積あたりの廃棄物発生量が最も多いパルプ・紙・紙加工品製造業とした(表 10.12.1-8 参照)。

また、廃棄物排出量に「平成 22 年度事業産業廃棄物排出・処理状況調査報告書 平成 20 年度実績」(平成 23 年 3 月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)に示されている廃棄物の種類別の再生利用率(表 10.12.1-10 参照)を乗じて本事業の廃棄物の種類別再生利用量を算出し、再生利用量の合計を総排出量で除して本事業の再生利用率を算出した。

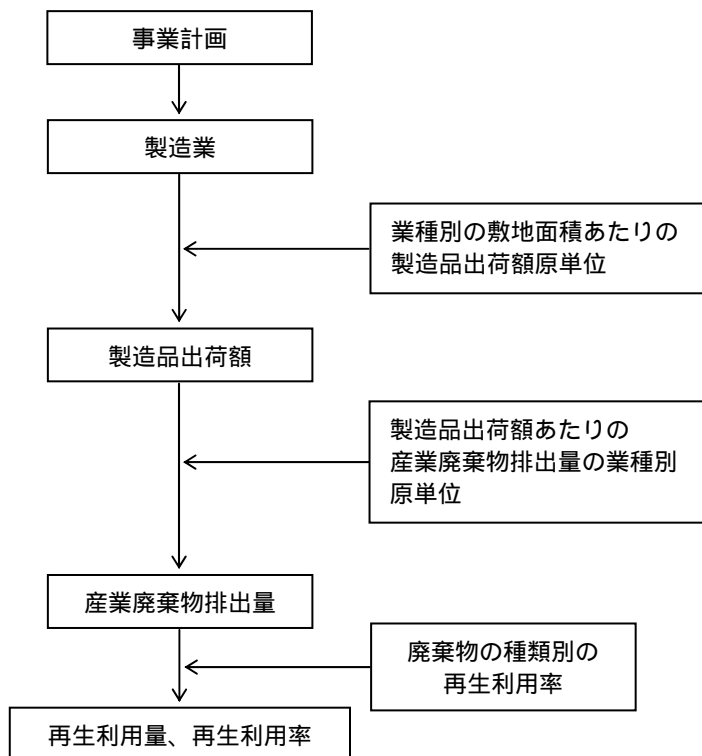


図 10.12.1-2 施設の稼働に伴う廃棄物の影響の予測手順

表10.12.1-7 産業廃棄物排出量の業種別原単位

単位：t/十億円

画地	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック	紙くず	木くず	ゴムくず	金属くず	陶磁器くず コンクリートくず	ガラスくず・ 陶磁器くず	瓦礫類	ばいじん	合計
1～5	20.47	2,584.28	1.39	0.02	0.13	47.99	60.57	7.61	0.00	5.39	0.54	0.13	40.70	2,769.22	

注) 工場の原単位については、進出予定企業が未定のため、計画地に進出する可能性がある製造業のうち、敷地面積あたりの廃棄物の発生量が最も多くなるパルプ・紙・紙加工品製造業の値を用いた(表10.12.1-9、表10.12.1-10参照)。

資料：「平成22年度事業産業廃棄物排出・処理状況調査報告書 平成20年度実績」(平成23年3月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)

表10.12.1-8 業種別の敷地面積あたりの廃棄物排出量

業種	述べ建設面積あたりの製造品出荷額 <sup>1</sup>	延べ建設面積 <sup>1</sup>	敷地面積 千m <sup>2</sup>	敷地面積あたりの製造品出荷額 <sup>1</sup>	産業廃棄物排出量合計 <sup>2</sup> t/十億円	敷地面積あたりの廃棄物排出量
	万円/千m <sup>2</sup>	千m <sup>2</sup>		万円/ha		t/千m <sup>2</sup>
				= x / ( /10)		= x × 10 <sup>-5</sup> × /
食料品製造業	49,666	41,671	97,197	212,932	298.47	63.55
飲料・たばこ・飼料製造業	65,867	13,209	29,986	290,148	218.66	63.44
繊維工業	16,486	18,710	39,673	77,749	124.17	9.65
木材・木製品製造業(家具を除く)	22,417	6,563	20,499	71,771	275.75	19.79
家具・装備品製造業	21,822	5,856	11,791	108,379	81.53	8.84
パルプ・紙・紙加工品製造業	29,696	22,727	55,242	122,172	2,769.22	338.32
印刷・同関連業	46,678	10,587	15,217	324,755	97.60	31.70
化学工業	62,668	42,118	157,054	168,060	323.27	54.33
石油製品・石炭製品製造業	665,567	2,029	49,259	274,150	51.47	14.11
プラスチック製品製造業(別掲を除く)	34,111	28,625	62,411	156,451	60.67	9.49
ゴム製品製造業	37,293	8,367	17,170	181,730	61.58	11.19
なめし革・同製品・毛皮製造業	41,032	520	1,211	176,190	165.24	29.11
窯業・土石製品製造業	22,711	24,012	90,493	60,263	773.98	46.64
鉄鋼業	47,789	45,916	169,988	129,084	673.69	86.96
非鉄金属製造業	58,749	16,198	56,057	169,759	104.02	17.66
金属製品製造業	30,355	33,280	76,731	131,657	112.89	14.86
はん用機械器具製造業	48,276	23,144	55,536	201,185	31.00	6.24
生産用機械器具製造業	50,485	31,124	73,768	213,005	0.00	0.00
業務用機械器具製造業	69,334	11,352	26,038	302,281	22.79	6.89
電子部品・デバイス・電子回路製造業	67,803	29,615	56,825	353,363	111.96	39.56
電気機械器具製造業	60,666	25,461	53,368	289,428	37.73	10.92
情報通信機械器具製造業	131,723	10,808	19,126	744,360	7.83	5.83
輸送用機械器具製造業	88,426	70,226	173,989	356,908	49.51	17.67
その他の製造業	53,507	6,823	15,516	235,291	30.11	7.08

資料：\*1「平成20年工業統計調査(用地・用水編)」(平成22年5月、経済産業省)

\*2「平成22年度事業産業廃棄物排出・処理状況調査報告書 平成20年度実績」(平成23年3月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)

表10.12.1-9 本事業における製造業(工場)の業種別の製造品出荷額

区画	業種	敷地面積あたりの製造品 出荷額(平成20年)*	本事業の敷地面積	本事業における 製造品出荷額
		万円/ha	ha	十億円
		(=表10.12.1-9)		= x × 10 <sup>5</sup>
1	パルプ・紙・紙加工品製造業	122,172	4.56	5.57
2		122,172	4.05	4.95
3		122,172	3.41	4.17
4		122,172	2.53	3.09
5		122,172	22.72	27.76

資料：\*「平成20年工業統計調査(用地・用水編)」(平成22年5月、経済産業省)

表10.12.1-10 産業廃棄物の処理状況

単位：%

処理状況 \ 廃棄物の種類	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック	紙くず	木くず	ゴムくず	金属くず	陶磁器くず	ガラスくず コンクリートくず	瓦礫類	ばいじん
再生利用率	71.5	10.1	32.6	35.2	32.4	48.0	53.9	75.4	32.7	94.8	70.5	95.3	74.8	
減量化率	3.1	86.1	62.4	61.7	65.9	31.7	40.3	20.0	23.2	2.2	8.4	1.0	12.9	
最終処分率	25.5	3.8	5.0	3.2	1.7	20.3	5.9	4.7	44.1	3.0	21.1	3.7	12.2	

資料：「平成22年度事業産業廃棄物排出・処理状況調査報告書 平成20年度実績」(平成23年3月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)

(3) 予測地域

計画地内とした。

(4) 予測対象時期等

進出予定企業の稼働が定常状態となる時期とした。

(5) 予測結果

施設の稼働に伴う産業廃棄物は、表10.12.1-11(1)～(3)に示すとおりであり、排出量が126,110 t/年、再生利用率が約14%と予測する。なお、再生利用率が約14%と低くなっているのは、総排出量の約93%を占める汚泥の再生利用率が約10%と低いためである。

なお、雨水の有効利用については、進出予定企業に対して利用促進に努めるよう指導する。

表10.12.1-11(1) 施設の稼働に伴う産業廃棄物排出量等の予測結果

単位：t/年

画地	業種	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ
1	パルプ・紙・紙加工品製造業	114.0	14,394.4	7.7	0.1	0.7
2		101.3	12,792.2	6.9	0.1	0.6
3		85.4	10,776.4	5.8	0.1	0.5
4		63.3	7,985.4	4.3	0.1	0.4
5		568.2	71,739.6	38.6	0.6	3.6
排出量合計		932.2	117,688.0	63.3	1.0	5.8
再生利用量 (再生利用率)		666.5 (71.5%)	11,886.5 (10.1%)	20.6 (32.6%)	0.4 (35.2%)	1.9 (32.4%)
減量化量		28.9	101,329.4	39.5	0.6	3.8
最終処分量		237.7	4,472.1	3.2	0.0	0.1

注) 各廃棄物の排出量は四捨五入してあるため、合算した値は合計値と異なる。

表10.12.1-11(2) 施設の稼働に伴う産業廃棄物排出量等の予測結果

単位：t/年

画地	業種	廃プラスチック	紙くず	木くず	ゴムくず	金属くず
1	パルプ・紙・紙加工品製造業	267.3	337.4	42.4	0.0	30.0
2		237.6	299.8	37.7	0.0	26.7
3		200.1	252.6	31.7	0.0	22.5
4		148.3	187.2	23.5	0.0	16.7
5		1,332.2	1,681.4	211.3	0.0	149.6
排出量合計		2,185.5	2,758.4	346.6	0.0	245.5
再生利用量 (再生利用率)		1,049.0 (48.0%)	1,486.8 (53.9%)	261.3 (75.4%)	0.0 (-)	232.7 (94.8%)
減量化量		692.8	1,111.6	69.3	0.0	5.4
最終処分量		443.7	162.7	16.3	0.0	7.4

注) 各廃棄物の排出量は四捨五入してあるため、合算した値は合計値と異なる。

表10.12.1-11(3) 施設の稼働に伴う産業廃棄物排出量等の予測結果

単位：t/年

画地	業種	ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず	瓦礫類	ばいじん	合計
1	パルプ・紙・紙加工品製造業	3.0	0.7	226.7	15,424.4
2		2.7	0.6	201.5	13,707.7
3		2.3	0.5	169.7	11,547.6
4		1.7	0.4	125.8	8,557.1
5		15.0	3.6	1,129.8	76,873.5
排出量合計		24.7	5.8	1,853.5	126,110.3
再生利用量 (再生利用率)		17.4 (70.5%)	5.5 (95.3%)	1,386.4 (74.8%)	17,015.0 (13.5%)
減量化量		2.1	0.1	239.1	103,522.6
最終処分量		5.2	0.2	226.1	5,574.7

注) 各廃棄物の排出量は四捨五入してあるため、合算した値は合計値と異なる。



## 10.12.2. 評価

### 1) 造成等の工事に伴う廃棄物の影響

#### (1) 評価方法

##### a) 排出抑制の観点

造成等の工事に伴う廃棄物等の排出抑制が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り図られているかどうかを明らかにした。

##### b) 基準・目標等との整合の観点

表 10.12.2-1(1) ~ (2) に示す整合を図るべき基準等と予測結果との比較を行い、整合が図られているかどうかを明らかにした。

表10.12.2-1(1) 造成等の工事に伴う廃棄物に係る整合を図るべき基準等

項目	整合を図るべき基準等
<p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」 (昭和45年、法律137号)</p>	<p>事業者の責務 第3条 事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。 3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。</p>
<p>「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」 (平成12年、法律第104号)</p>	<p>事業者の責務 第5条 建設業を営む者は、建設物等の設計及びこれに用いる建設資材の選択、建設工事の施工方法等を工夫することにより、建設資材廃棄物の発生を抑制するとともに、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を低減するよう努めなければならない。 2 建設業を営む者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材(建設資材廃棄物の再資源化により得られたものを使用した建設資材を含む。次条及び第41条において同じ。)を使用するよう努めなければならない。 第6条 発注者は、その注文する建設工事について、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材の使用等により、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に努めなければならない。</p>

表10.12.2-1(2) 造成等の工事に伴う廃棄物に係る整合を図るべき基準等

項目	整合を図るべき基準等				
「建設リサイクル推進計画2008（関東地域版）」 （平成21年3月、関東地方建設副産物再利用方策等連絡協議会）	再資源化等率の平成24年度目標値				
		対象項目	H17年度（実績）	H24年度目標	
		アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99.0%	99%以上
		コンクリート塊		98.7%	99%以上
		建設発生木材		68.9%	79%
		建設発生木材	再資源化・縮減率	93.4%	95%
		建設汚泥		74.8%	82%
		建設混合廃棄物	排出量	91.7万t	64万t
		建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	91.0%	94%
		建設発生土	有効利用率	83.6%	89%
	<再資源化率> ・アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊：（再使用量＋再生利用量）／排出量 ・建設発生木材：（再使用量＋再生利用量＋熱回収量）／排出量 <再資源化・縮減率> ・建設発生木材：（再使用量＋再生利用量＋熱回収量＋焼却による減量化量）／排出量 ・建設汚泥：（再使用量＋再生利用量＋脱水等の減量化量）／排出量 <有効利用率> ・建設発生土：（土砂利用量のうち土質改良を含む建設発生土利用量）／土砂利用量 ただし、利用量には現場内完結利用を含む現場内利用量を含む。				

「建設リサイクル推進計画2008」（平成20年4月、国土交通省）の関東地域版である。

(2) 評価結果

a) 排出抑制の観点

本事業では、造成等の工事に伴い建設廃棄物が発生するが、表10.12.2-2に示す環境の保全のための措置を講ずることで、廃棄物の排出抑制に努める。なお、既存構造物の撤去に伴う廃棄物の再資源化率は100%であり、建築工事に伴う廃棄物についても、進出予定企業に対し、排出抑制、分別、リサイクルの推進等の適正処理に努めるように指導することにより排出抑制に努めていく。

したがって、造成等の工事に伴う廃棄物は、事業者の実行可能な範囲内で行える限り排出抑制が図られていると評価する。

表10.12.2-2 造成等の工事に伴う廃棄物に関する環境の保全のための措置

影響要因	影響	検討の視点	選定した環境の保全のための措置	措置の区分	実施主体
造成等の工事	廃棄物の排出	発生抑制、再利用等の促進	・既存構造物の撤去に伴い発生する廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図る。	低減	事業者
			・建築工事に伴い発生する廃棄物は、進出予定企業に対し、排出抑制、分別、リサイクルの推進等の適正処理に努めるように指導する。	低減	進出予定企業

b) 基準・目標等との整合の観点

整合を図るべき基準等と予測結果との比較は以下に示すとおりである。

既存構造物の撤去に伴う廃棄物の予測結果は表 10.12.2-3 に示すとおり、アスファルト塊、コンクリート塊の再資源化率が 100% であり、整合を図るべき基準等とした「建設リサイクル推進計画 2008(関東地域版)」の平成 24 年度目標値を上回ることから、「建設リサイクル法」等の事業者の責務を遵守できると考える。

建築工事に伴う廃棄物の予測結果は表 10.12.2-4 に示すとおり、再資源化率が約 42% であるが、本事業では、進出予定企業に対し、排出抑制、分別、リサイクルの推進等の適正処理に努めるように指導することから、「建設リサイクル法」等の事業者の責務を遵守できると考える。

したがって、造成等の工事に伴う廃棄物等の予測結果は、整合を図るべき基準等との整合が図られていると評価する。

表10.12.2-3 既存構造物の撤去に伴う廃棄物の予測結果と整合を図るべき基準等との比較

廃棄物の種類	予測結果			整合を図るべき基準等	
	発生量	再資源化率 (%)	処理方法	再資源化率 (%)	事業者の責務
既設水路 (コンクリート)	1,400 m	100	再生プラントにて再資源化	94~99 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自らの責任において適切に処理する。</li> <li>・再生利用等により減量に努める。</li> <li>・再資源化等の促進に努める。</li> </ul>
既設舗装	18,700 m <sup>2</sup>				
既設導水管 パイプライン	7,500 m				

表10.12.2-4 建築工事に伴う廃棄物の予測結果と整合を図るべき基準等との比較

廃棄物の種類	予測結果			整合を図るべき基準等
	発生量 (t)	再資源化率 (%)	処理方法	事業者の責務
建築廃棄物全体	6,710	42	進出予定企業に対し、排出抑制、分別、リサイクルの推進等の適正処理に努めるように指導する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自らの責任において適切に処理する。</li> <li>・再生利用等により減量に努める。</li> <li>・再資源化等の促進に努める。</li> </ul>

注) 中間処理施設における再資源化の割合が不明のため、予測結果には中間処理施設を経由する再資源化量は反映されていない。

## 2)施設の稼働に伴う廃棄物の影響

### (1)評価方法

#### a)排出抑制の観点

施設の稼働に伴う廃棄物の排出抑制が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り図られているかどうかを明らかにした。

#### b)基準・目標等との整合の観点

表 10.12.2-5 に示す整合を図るべき基準等と予測結果との比較を行い、整合が図られているかどうかを明らかにした。

表10.12.2-5 施設の稼働に伴う廃棄物に係る整合を図るべき基準等

項目	整合を図るべき基準等
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」 (昭和45年、法律137号)	<p>事業者の責務</p> <p>第3条 事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。</p> <p>2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。</p> <p>3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。</p>
「資源の有効な利用の促進に関する法律」 (平成3年、法律第48号)	<p>事業者の責務</p> <p>第4条 工場若しくは事業場（建設工事に係るものを含む。以下同じ）において事業を行う者及び物品の販売の事業を行う者（以下「事業者」という。）または建設工事の発注者は、その事業またはその建設工事の発注を行うに際して原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源及び再生部品を利用するよう努めなければならない。</p> <p>2 事業者または建設機械の工事の発注者は、その事業に係る製品が長時間使用されることを促進するよう努めるとともに、その事業に係る製品が一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された後その全部若しくは一部を再生資源若しくはその建設工事に係る副産物の全部または一部を再生資源として利用することを促進するよう努めなければならない。</p>
「埼玉県環境基本計画」 (平成19年3月)	<p>重点取組施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・循環型社会を実現するために、資源を有効利用するとともに、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理の確保を推進する。</li> <li>・産業廃棄物の再生利用率（排出量に対する再生利用量の割合）の平成23年度目標値：57%</li> </ul> <p>（ただし、この目標値は、排出量が多く、再生利用率が高い建設業など複数の業種を含む埼玉県全体の目標値である。）</p>

(2) 評価結果

a) 排出抑制等の観点

本事業では、施設の稼働に伴い廃棄物の排出が考えられるが、表 10.12.2-6 に示す環境の保全のための措置を講じることで、廃棄物の排出抑制に努める。なお、施設の稼働に伴う廃棄物については、進出予定企業に対し、排出抑制、分別、リサイクルの推進、雨水の有効利用等の適正処理に努めるように指導することにより排出抑制に努めていく。

したがって、施設の稼働に伴う廃棄物は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り排出抑制が図られていると評価する。

表10.3.2-6 施設の稼働に伴う廃棄物等に関する環境の保全のための措置

影響要因	影響	検討の視点	選定した環境の保全のための措置	措置の区分	実施主体
施設の稼働	廃棄物の発生	発生抑制、再利用等の促進	・進出予定企業から発生する産業廃棄物については、進出予定企業に対して、排出抑制、分別、リサイクルの推進等の適正処理に努めるように指導する。	低減	進出予定企業

b) 基準・目標等との整合の観点

整合を図るべき基準等と予測結果との比較は表 10.12.2-7 に示すとおりである。

施設の稼働に伴う産業廃棄物の再生利用率は約 14%であるが、本事業では、進出予定企業に対し、廃棄物の排出抑制、分別、リサイクルの推進等の適正処理に努めるように指導することから、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」における事業者の責務を遵守すると考える。

したがって、施設の稼働に伴う廃棄物等の予測結果は、整合を図るべき基準等との整合が図られていると評価する。

表10.12.2-7 施設の稼働に伴う廃棄物の予測結果と整合を図るべき基準等との比較

廃棄物の種類	予測結果			整合を図るべき基準等
	排出量 (t/年)	再生利用率 (%)	処理方法	事業者の責務
産業廃棄物全体	126,110	13.5	進出予定企業から発生する産業廃棄物については、進出予定企業に対して、排出抑制、分別、リサイクルの推進等の適正処理するように指導する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自らの責任において適正に処理する。</li> <li>・再生処理等を行うことにより減量に努める。</li> <li>・原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源及び再生部品を利用するように努める。</li> </ul>

